

大通達甲（生企）第5号  
平成21年6月23日

簿冊名	本部	例規(1年)
	学校・署	例規
保存期間	本部	1年
	学校・署	常用

本部各課・所・隊・室長  
警察学校長 殿  
各警察署長

生活安全部長

警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たって携帯する護身用具に関する規則の趣旨並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）

警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たって携帯する護身用具に関する規則の一部を改正する規則（平成21年大分県公安委員会規則第7号。以下「一部改正規則」という。）が平成21年6月23日に公布され、同年7月1日から施行されることとされたが、一部改正規則による改正後の警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たって携帯する護身用具に関する規則（昭和47年大分県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）の趣旨並びに解釈及び運用上の留意事項については下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たって携帯する護身用具に関する規則の解釈及び運用について」（平成15年12月24日付け大通達甲（生企）第9号）は、廃止する。

#### 記

#### 1 規則第1条関係

警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たっては、その業務の性格上、護身用具の携帯を必要とする場合が多いが、その種類、携帯の場所、態様等によっては、県民に対しては、不快感を与えたり、他人を威圧してその権利や自由を抑圧する事態を誘発するおそれもある。

そこで、このような事態が発生することを防止し、警備業務が適正に実施されるようにするため、警備業法(昭和47年法律第117号)第17条1項の規定に基づき、警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たって携帯できる護身用具の基準について必要な事項を定めるものである。

#### 2 規則第2条関係

##### (1) 護身用具全般に係る制限の明記（規則第2条関係）

警戒棒、警戒じょう、刺股及び非金属製の楯に鋭利な部位がある場合は、過度の殺傷力を有することから、規則第2条に「鋭利な部位がないものに限る」との制限が明記さ

れた。

この制限については、改正前の警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たって携帯する護身用具に関する規則（以下「旧規則」という。）第2条第2号の「人の身体に重大な害を加えるおそれのあるもの」に含意されていたものである。

なお、「鋭利な部位」には、相手に危害を加えるために警戒棒又は警戒じょうに付けられた鋭利なつばや刺股に付けられた棘等<sup>とげ</sup>が該当する。

(2) 警戒棒及び警戒じょうの規格の見直し（規則第2条第1号及び第2号関係）

平成19年に警察官等が使用する特殊警戒用具である特殊警棒及び警じょうに係る規格が改正されたことから、これを参考に警戒棒及び警戒じょうの規格が改正されたものである。

(3) 警備員等が携帯できる護身用具への刺股の追加（規則第2条第3号関係）

依然として警備員等が刃物やバール等で襲われる事件が発生していること、刺股が広く一般に普及していること等から、警備員等が携帯できる護身用具に刺股が追加されたものである。

なお、刺股は、その形状から打撃のために用いられる可能性は低く、また、刃物等を使用した事案は警備業務の区分、場所及び時間帯を問わず発生し得ることから、人体に対する過度の威力（打撃力）とならないための長さ及び重量の制限並びに携帯できる警備業務の制限は設けられていない。

(4) 非金属製の楯に係る制限の廃止（規則第2条第4号関係）

非金属製の楯は、旧規則において、必要最低限の規格及び警備業務に限って携帯が認められていたところ（旧規則第2条第2号及び第5条）、これまで特段の不適切な事例等はなく、また、刃物等を使用した事案は警備業務の区分、場所及び時間帯を問わず発生し得ることから、規格の制限及び携帯できる警備業務の制限が廃止されたものである。

(5) 警戒棒、警戒じょう、刺股及び非金属製の楯以外で携帯できる護身用具（規則第2条第5号関係）

規則第2条第1号から第4号までに規定されている護身用具以外にも、防刃衣等警備員等が警備業務を行うに当たり携帯の必要性が認められ、かつ、公共の安全を維持するためにその携帯を禁止又は制限する必要性が想定しがたい護身用具があり、また、原子力発電所の警備に使用される警備犬等の特殊な警備業務に用いられる護身用具については、個別に護身用具として携帯する必要性及び公共の安全を維持するためにその携帯を禁止又は制限する必要性の程度を判断する必要があるところ、こうした護身用具については、網羅的に列挙することが困難であることから、包括的な規定が設けられたものである。

### 3 規則第3条関係

旧規則第3条から実質的な変更はなく、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合においては警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならないこととされている。ただし、例外として、公営競技場においては、群衆による不測の事態が生じる蓋然性が高いことから、警戒棒については携帯することが認められている。

なお、「部隊」とは7人以上の編成をいい、労働争議や市民運動等の現場における警備業務の場合は、2人以上で部隊とみなすこと。

また、「公営競技場」には、場外馬券売場等の場外発券場は含まないものとする。

#### 4 規則第4条関係

警戒じょうについては、規則第3条に定める場合のほか、規則第4条第1号から第3号までに掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、これを携帯してはならないこととされている。

- (1) 規則第4条第1号において、指令業務を除く機械警備業務を行う場合に警戒じょうの携帯が認められているのは、当該機械警備業務は不法に侵入した者が現在する可能性が高い現場において行われ、その遂行には高い危険性が伴うことに着目したものである。

なお、「指令業務」とは、警備業務対象施設からの情報を受信し、指令、通報等の措置を行う業務をいう。

- (2) 規則第4条第2号における「警察官が現に警戒を行っている施設」とは、警察官が当該施設又は当該施設の周辺にとどまって警戒を実施することとされている施設をいうものであり、警らの途中に立ち寄ることとされているに過ぎない施設は含まれない。

- (3) 規則第4条第2号イからニまでの施設において警戒じょうの携帯が認められているのは、これらの施設はテロ行為の対象となるおそれが高いことに着目したものであるが、これらに規定する施設については、次の点に留意し解釈すること。

ア ロの「原子力発電所その他の原子力関係施設」には、核燃料輸送車両又は核燃料輸送船を含む。

イ ハの「大使館、領事官その他の外交関係施設」には、外国の元首が県内のホテル等に滞在する際、当該ホテル等が国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和63年法律第90号）第4条第1項の規定に基づいて指定される外国公館等周辺地域を含む。

ウ ニの「国会関係施設及び政府関係施設」とは、防衛省管下の自衛隊駐屯地、法務省管下の裁判所、検察庁等の施設をいう。

- (4) 規則第4条第2号ホ及びヘの施設において警戒じょうの携帯が認められているのは、ホについてはその施設が多数の者が円滑に生活を営むに当たり重要な役割を果たしているものであることに、ヘについてはその施設内にある物に高い危険性があることに着目したものである。

なお、ヘの「火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設」のうち「これに準ずる施設」とは、火薬又は毒物等を海外に輸出するために一時的に保管するときの港の倉庫等又はこれらのものを輸送するための車両、船舶等をいう。

(生活安全企画課警備業・探偵業係)